二　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）第三条第一項前段の規定により病院又は診療所へ収容して行われる医療に係る医療費の支給に要する経費のうち当該年度において沖縄県が負担すべき額に〇・八を乗じて得た額

三　不特定かつ多数の者が利用する民間施設に係る高齢者、身体障害者等の利用の円滑化対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・四を乗じて得た額

四　地理情報システムの開発導入を行う道府県（当該システムの開発導入について総務大臣が定める基準を満たす道府県に限る。）について、データベースの整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（一二〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一二〇、〇〇〇、〇〇〇円）

五　ニュータウン鉄道事業等（総延長に占める地下部分の割合が〇・五を超えるものに限る。）を経営する第三セクター（地方団体がその資本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資する株式会社をいう。）に対する出資金の財源に充てるため平成十年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・一五を乗じて得た額

六　中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第九条第二項の規定に基づいて行う中山間地域等への直接支払いに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた農業行政費に係る補正後の数値に一、五四〇円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・五を乗じて得た額

七　有明海におけるのりの不作による被害対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第百四十七号。以下「電磁記録投票法」という。）第二条第二号に規定する電磁的記録式投票機を用いて行う選挙に要する経費として、次によって算定した額の合算額（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項又は第百二十七条の規定により投票が行われなかつた場合においては、その額に〇・三七五を乗じて得た額）（電磁的記録式投票機の購入等により当該選挙に要する経費の額が当該合算額を著しく超えるときは、その額に当該超過額のうち総務大臣が必要と認めた額を加算した額）

イ　電磁記録投票法第三条第三項の規定による投票が行われる区域内の投票所数に次の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の下欄に掲げる額を乗じて得た額

当該区域内の一投票所当たりの平均選挙人名簿登録者数	額
千五百人未満	三十三万円
千五百人以上三千人未満	五十二万円
三千人以上四千五百人未満	七十七万円
四千五百人以上	百二万円

二　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）第三条第一項前段の規定により病院又は診療所へ収容して行われる医療に係る医療費の支給に要する経費のうち当該年度において沖縄県が負担すべき額に〇・八を乗じて得た額

三　不特定かつ多数の者が利用する民間施設に係る高齢者、身体障害者等の利用の円滑化対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・四を乗じて得た額

四　地理情報システムの開発導入を行う道府県（当該システムの開発導入について総務大臣が定める基準を満たす道府県に限る。）について、データベースの整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（一二〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一二〇、〇〇〇、〇〇〇円）

五　ニュータウン鉄道事業等（総延長に占める地下部分の割合が〇・五を超えるものに限る。）を経営する第三セクター（地方団体がその資本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資する株式会社をいう。）に対する出資金の財源に充てるため平成十年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・一五を乗じて得た額

六　中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第九条第二項の規定に基づいて行う中山間地域等への直接支払いに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた農業行政費に係る補正後の数値に一、六〇〇円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・五を乗じて得た額

七　有明海におけるのりの不作による被害対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第百四十七号。以下「電磁記録投票法」という。）第二条第二号に規定する電磁的記録式投票機を用いて行う選挙に要する経費として、次によって算定した額の合算額（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項又は第百二十七条の規定により投票が行われなかつた場合においては、その額に〇・三七五を乗じて得た額）（電磁的記録式投票機の購入等により当該選挙に要する経費の額が当該合算額を著しく超えるときは、その額に当該超過額のうち総務大臣が必要と認めた額を加算した額）

イ　電磁記録投票法第三条第三項の規定による投票が行われる区域内の投票所数に次の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の下欄に掲げる額を乗じて得た額

当該区域内の一投票所当たりの平均選挙人名簿登録者数	額
千五百人未満	三十三万円
千五百人以上三千人未満	五十二万円
三千人以上四千五百人未満	七十七万円
四千五百人以上	百二万円